

# 寒川北インターチェンジ周辺対策特別委員会会議録

令和5年10月6日

寒川町議会



出席委員 柳下副委員長

新村委員、青木委員、茂内委員、柳田委員、吉田委員、太田委員  
天利議長

説明者 飯田まちづくり担当参事、石黒都市計画課長、小林副技幹、廣田副主幹

案 件

1. 寒川北インターチェンジ周辺の現状と取り組みについて  
(都市建設部都市計画課)
2. その他

午後1時15分 開会

【柳下副委員長】 ただいまより寒川北インターチェンジ周辺対策特別委員会を開会いたします。本日の案件は、次第のとおり、その他を含め、2件になりますので、よろしく願いいたします。それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【柳下副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、案件1、寒川北インターチェンジ周辺の現状と取り組みについての説明を求めます。  
飯田まちづくり担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 皆さん、こんにちは。それでは、案件1、寒川北インターチェンジ周辺の現状と取り組みについて、都市計画課長の石黒より説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

【柳下副委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 それでは、寒川北インターチェンジ周辺の現状と取り組みにつきましてご説明をさせていただきます。タブレット資料は、01都市計画課、寒川北インターチェンジ周辺の現状と取り組みについてをご覧ください。

こちらは、寒川北インターチェンジ周辺の都市計画総括図をベースに用途地域等を記述しております。現状、寒川北インターチェンジ周辺は市街化区域となっております。用途地域は工業地域と第一種住居地域に接しております。

資料2ページ目をご覧ください。用途地域についてまとめてございます。工業地域は、主として工業の利便を増進するために定める地域になります。どんな工場でも建てられる地域で、住宅やお店も建てることはできますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。また、第一種住居地域は、住居の環境を保護するために定める地域で、店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

資料1ページにお戻りください。寒川北インターチェンジから東側、資料でいいますと右側へ約160メートルのところ、レンゴー湘南工場さんまでが市街化区域になります。用途地域が工業地域となっております。また、そこから東側、資料でいいますと、さらに右側になりますが、そちらが市街化調整区域となっております。市街化調整区域は、開発や建築行為を抑制し、市街化を抑制する地域ということ

になります。そして、市街化調整区域と市街化区域を横断するように、都市計画道路宮山線がインターチェンジに接続する形で計画をされています。

寒川北インターチェンジ周辺としましては、レンゴー湘南工場さんの東側、市街化調整区域の約190メートルの範囲が想定されますが、この範囲は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法と言われますが、農振法に基づく農業振興地域となっておりまして、都市計画道路宮山線の北側と南側は、農振法における農用地指定がされている農地も含まれております。

都市計画道路宮山線につきましては、現在、事業主体である神奈川県藤沢土木事務所により、整備に向けた用地買収等が進められている状況となっております。今後、当区域において、どのようなことが考えられるかを含め、調査、研究を進めてまいりたいと思います。

寒川北インターチェンジ周辺の現状と取り組みにつきまして、説明は以上となります。

【柳下副委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【柳下副委員長】 これをもって質疑を終結いたします。質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

---

【柳下副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、案件2、その他であります。委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳下副委員長】 それでは、以上で全ての案件が終了いたしました。

これをもちまして、寒川北インターチェンジ周辺対策特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後1時21分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 11月 28日

委員長 関口 光男